

青森県報

第二千六百六十号

平成十八年
七月三十一日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定	(健康福祉課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(同)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正	(都市計画課)	二
証紙売りさばき人の指定	(出納課)	二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(同)	二
公告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	二
右 同	(同)	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(同)	三
右 同	(同)	三
肥料の登録	(食の安全・安心推進課)	四

告 示

青森県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
土橋 一太	三戸郡階上町大字田代字松原八	ふれあい心のサービス八戸店	八戸市城下四丁目二二の三八	平成 一六・七・一

青森県告示第五百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う 事業所 名称	所在地	指定年月日
医療法人芙蓉会	青森市大字雲谷字山吹九三の一	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設ニユーライフ芙蓉	青森市妙見三丁目一の一四	平成 一六・七・三〇

青森県告示第五百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 芙蓉会	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定 年月日
青森市大字雲谷 字山吹九三の一	介護予防 サービス の種類	介護予防サ ービス事業 を行う事業 所	平成 一六・七・二〇
訪問リハ ビリティ センター シヨノン	名 称	所 在 地	
介護老人保 健 施設ニユー イフ芙蓉	青森市妙見三 丁目一の一		

青森県告示第五百四十八号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号3の(六)中「及び県道水喰野辺地線交点から町道下町一ノ渡線交点（上北郡野辺地町字新田一〇の三）までの区間」を削り、同号4中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 一般国道二百七十九号（下北半島縦貫道路の区間に限る。）

第三号1中(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(五) 市道伝法寺北線

附 則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

青森県告示第五百四十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市小川町二丁目五の二六

有限会社タムラ

二 指定年月日

平成十八年七月三十一日

三 売りさばき場所

1 むつ市松山町一の四五

2 むつ市小川町二丁目五の二六

青森県告示第五百五十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年七月十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

十和田市穂並町六の四五

榎 ミチ

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しらかば共同作業所

三 代表者の氏名
最上 太平次

四 主たる事務所の所在地
青森市橋本三丁目五の一

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アックス工房

三 代表者の氏名

佐々木 昌太郎

四 主たる事務所の所在地  
むつ市大字田名部字宮後六九の三

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、就労継続支援に関する事業を行い、働く意欲と作業能力の向上を通して障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北国のくらし研究会

三 代表者の氏名
佐藤 信彦

四 主たる事務所の所在地
青森県青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、北国に暮らす人々と地域に対して、雪に関する調査研究及び情報の提供等の事業を行うことにより、安全で心豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人セーフティネットあおもり

三 代表者の氏名

沼田 徹

四 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目一九の一

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、障害者、高齢者等の福祉サービス利用者の権利擁護と地域生活支援を目的とした活動、知識経験の交流、ネットワークの構築をはかり、福祉の質向上の実現に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十八年七月十九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|                      |                   |                        |                                                   |                            |                                                              |
|----------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 登録番号<br>青森県第<br>三五五号 | 肥料の<br>種類<br>蒸製骨粉 | 肥料の<br>名称<br>豚蒸製骨<br>粉 | 保証成分量<br>(パーセント)<br>窒素全量<br>三〇・〇<br>りん酸全量<br>二〇・〇 | その他の<br>規格<br>公定規格<br>のとおり | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所<br>三共理化学株式<br>会社<br>東京都渋谷区代々<br>木一丁目五七の六 |
|----------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------|

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭